

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

平成 29 年 6 月 29 日
茨城県保健福祉部薬務課

1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

後発医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして、厚生労働大臣が承認した医薬品です。後発医薬品は、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

2 後発医薬品の使用を促進する理由

先発医薬品に比べて安い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものですが、本来的意義は、こうした医療費の効率化を通じて、限られた社会保障費の有効活用を図り、国民医療を守ることにあります。

3 国の取組み

厚生労働省は、平成 25 年 4 月に、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、「平成 30 年 3 月末までに後発医薬品の数量シェア 60%（新指標として）以上」という目標を設定しました。

また、平成 27 年 6 月には、後発医薬品の使用促進が順調に進捗していることを踏まえ、「平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする」という新たな目標を閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針 2015）しました。

さらに、先月の経済財政諮問会議において、80%以上とする目標の達成時期を、平成 32 年 9 月までとする方針が示され、今月に開催された臨時閣議において、正式に決定されました。

○後発医薬品の割合（数量ベース）（%）

	茨城県	全国
平成19年度	—	(16.1)
平成20年度	—	(18.0)
平成21年度	(18.0)	(19.0)
平成22年度	(21.9)	(22.4)
平成23年度	(23.1)	(23.4)
平成24年度	(27.7)	(28.7)
平成25年度	45.4 (29.6)	47.9 (31.1)
平成26年度	54.5 (36.0)	56.4 (37.0)
平成27年度	58.6 (39.5)	60.1 (40.2)
平成28年12月	67.4 (44.9)	67.9 (45.1)

「最近の調剤医療費(電算処理分)の
動向」から

*H19~20年度の各県のデータはなし。

*（ ）内は旧指標の値

※旧指標＝後発医薬品／全医薬品

※新指標＝後発医薬品／（後発医薬品のある先発医薬品＋後発医薬品）

4 県の取組み (H28)

(1) 後発医薬品使用促進方策の検討会議等開催

- ・茨城県後発医薬品の使用促進検討会議
- ・茨城県後発医薬品の使用促進にかかるワーキンググループ
- ・後発医薬品使用促進地域協議会の開催（日立保健所，潮来保健所，筑西保健所）

(2) 情報収集

- ・県内の実情把握のためのアンケート調査（県民，保険医療機関，保険薬局）

(3) 情報提供

- ・リーフレット（一般向け，医療費負担が無い方向け），小冊子，薬局薬剤師用啓発缶バッジの配布
- ・情報提供ホームページ公開
- ・後発医薬品製造工場見学会
- ・ラジオCMによる啓発
- ・新聞，電車・バスにおける広告
- ・後発医薬品使用促進セミナーの開催（厚生労働省と共催）
- ・出前講座

(4) その他

- ・生活保護受給者への対応（福祉指導課）
- ・差額通知事業の推進（厚生総務課国民健康保険室）

5 市町村の皆様へのお願い

(1) 差額通知事業の促進

長期服用者等に対して，後発医薬品に切り替えた場合に自己負担がどのくらい軽減するかをお知らせし，後発医薬品の使用を促進

(2) 後発医薬品希望シールの普及

後発医薬品を希望していることを示すシールの配布

(3) 保健所単位の後発医薬品使用促進地域協議会活動への協力

（日立保健所，潮来保健所，筑西保健所）

差額通知事業，関係者間の問題意識の共有化，後発医薬品に関する研修会の開催協力

(4) 医療福祉費受給者への対応

医療福祉費受給者に対して，後発医薬品を使用することの意義等の周知